

云、安政元年比ヨリ兩端象牙、或ハ金無地ナレドモ、中ヲ細クシテ、髻ニサス時、太キ分一方ヌキ、央ノ細キ所ヲ髻ニ插シ、而后ニ一方ヲサス、號テ杵形ト云、

此二品○圖金無地ノ上ニ再ビ金フンヲ以テ蒔繪シタルモアリ、又杵形兩端丸形ヲ圖セドモ、角形モアリ、丸角並行ル、

杵形中差略圖右圖ニ似タル形ニテ、牙ノ小口ヲ梅櫻等ノ花形ヲ彫ミ、勾ニハ小珊瑚ヲ用ヒタルアリ、牙ノ全體モ花形ニ應ジ鑄之、

〔歴世女裝考〕後刺 青龍刀のかんざし

今うしろざして、簪を耳の後にさす事、五十年前寛政間よりの風なり、其以前書にも畫にもみへず、西土はいと古し、字彙、釵の字の註に繁欽定が情詩を引て、何以懼別離、耳後玳瑁釵とあり、和漢駢事なり、

〔類聚雜要抄三節雜事〕一理髮具

末額髮二流○中簪

〔中山傳信錄六〕風俗

婦女小民家簪用玳瑁、長尺許倒插髻中、翹額上、髻甚鬆、前後偏墮、疑即所謂倭墮髻也、

〔近世女風俗考〕櫛枝簪之事

すべて昔の笄簪同物なるを、紋又は耳搔をつけじより、別の物とはなれるかとおぼし、○右に舉たる圖の如く簪をさしたるに、一本より外用ひざるを見るべし、もとより金銀等を以て製する事いとく稀也、無論里問答に云、めつたに長いかんざしを、天窓のかざり數多くさす云々といへるは、數多刺事は、寶曆以後の事也、

〔守貞漫稿十一〕寶曆中、昔ハ簪必ラズ一本ヲ差ス、大略寶曆以來、長簪ヲ數本差ス也、